

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年12月11日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

金沢高等学校 南校舎1階事務室設置の空調機修繕

2 履行（納品）場所

横浜市金沢区瀬戸22番1号

横浜市立金沢高等学校

3 契約日

令和5年8月14日

4 履行日又は履行期間

令和5年8月31日

5 契約金額

550,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

ダイキン工業株式会社東日本サービス部

東京都大田区大森西3-29-7

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

事務室の空調機が経年劣化により部品の不具合等の要因により今夏初めより冷えない状況が続き、暑い中で業務を行っていたため、倒れる職員も出ました。事務室は夏休み期間中もほぼ毎日稼働している場所であり、真夏の暑さの中でエアコンを使用できないと、更に倒れる職員が出る危険性があることから、至急修繕する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

本校に設置されているエアコンは、今回契約を行った業者の製品であり、製造元でないと修繕ができないこと、交換部品の手配等速やかに対応できることから、当該業者を本市の有資格者名簿で検索したところ、有資格者名簿登録がなされていたため、当該業者を選定しました。

9 所管課

横浜市立金沢高等学校